

○図ナット床構造基準ナット床構造基準
複数部の底面の段差は、複数部の底面に規定（平成11年国ナット床構造基準）
規則1 開口部の段差は、開口部の底面との高さの差を規定する。
平成11年平成11年

規則1 開口部の段差は、開口部の底面との高さの差を規定する。

規則1 開口部の段差は、開口部の底面との高さの差を規定する。

1 住宅の専用部分に係る基準

(1) 段差

イ 日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗脸所、寝室（以下「特定寝室」という）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（5mm以下の段差が生じるものと含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

① 玄関の出入口の段差で、くつぎりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつぎりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの

② 玄関の上がりかまちの段差
③ 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差

④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差

a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。

b 面積が3m²以上9m²（当該居室の面積が18m²以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること。

c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。

d 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること。

e 他の部分の床より高い位置にあること。

⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差（立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、また高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの

⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるものと同じ。としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、また高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したものに限る。以下同じ。）との段差及び踏み段とかもとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。

a 180mm（踏み段を設ける場合にあっては、360mm）以下の単純段差としたもの

b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下または段差（踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下または段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

口 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- ① 玄関の出入口の段差
- ② 玄関の上がりかまちの段差

③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差
④ バルコニーの出入口の段差
⑤ 浴室の出入口の段差
⑥ 室内又は室外の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差

(2) 通路及び出入口の幅員

イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあっては750mm）以上であること。及び浴室の出入口について、開き戸にあっては壁面の厚み、引き戸にあっては引き戻しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上であること。

(3) 階段

蹴込みが30mm以下であること。

(4) 手すり

イ 手すりが、次の表の(1)項に掲げる空間ごとに、(2)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(1)	(2)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端から900mmから950mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。

ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(1)項に掲げる空間ごとに、(2)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。

(1)	(2)
空間	手すりの設置の基準
バルコニー	① 腰壁その他の足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するよう設けられること。 ② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するよう設けられること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するよう設けられること。
2階以上の窓	① 窓台その他の足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm（3階以上の窓にあっては1,100mm）以上の高さに達するよう設けられること。

ハ 脱落防止のための手すり子で床面(階段にあっては階面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。)	② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するよう設けられていること。
(5) 部屋の配置	① あつては階面の先端)から800mm以上の高さに達するよう設けられること。
(6) 便所及び寝室	② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するよう設けられていること。
イ 日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。	ハ 台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。
イ 日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。	イ 日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。
① 長辺(程徴な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	① 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽け式であること。
② 程徴な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽け式であること。
ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9m ² 以上であること。	② 長辺(程徴な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。
メ 住戸の共用部分に係る基準	メ 住戸の共用部分に係る基準

(1) 住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	(2) 主たる共用の階段 次に掲げる基準に適合していること。 イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。 ① 階面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と階面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 魔込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、階面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。 ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。 ① 脱落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては階面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ② 脱落防止のための手すり子で階面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 メ 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900mm以上であること。
(2) エレベーター	メ 住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る)を利用して、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。 イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。 ① エレベーター及びエレベーターホールの有効な幅員が800mm以上であること。 ② エレベーターの出入口からエレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。 ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。 ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 メ 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分
(3) エレベーターホール	① エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ② 脱落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ③ 脱落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

○環境省告示第四十七号

大気汚染防止法(昭和四十九年一月環境庁告示第一号) 第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度(昭和四十九年一月環境庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十三年八月三日

環境大臣 川口 順子

第一号中「及び小型自動車」を「小型自動車及び大型特殊自動車」に改める。

第二号中「及び小型自動車」を「小型自動車及び大型特殊自動車」に、「第二条第四号」を「第二条第六号」に改め、「限る。」の下に「及び小型特殊自動車(規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。)」を加え、「及び原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に改める。

第三号中「及び軽自動車」を「軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改める。

別表第一の一酸化炭素の項中

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	二輪車モードによる測定	二輪車モードによる測定	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)
ガソリンを燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの	一キロメートル走行当たり二十キログラム(二サイクル・エンジンは有する小型自動車にあつては十四・四グラム)	一キロメートル走行当たり二十キログラム(二サイクル・エンジンは有する小型自動車にあつては十四・四グラム)	ガソリンを燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	二輪車モードによる測定	二輪車モードによる測定	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)
ガソリンを燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの	一キロワット時当たり六・五グラム	一キロワット時当たり六・五グラム	ガソリンを燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	二輪車モードによる測定	二輪車モードによる測定	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)
ガソリンを燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの	一キロワット時当たり四・五グラム	一キロワット時当たり四・五グラム	ガソリンを燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの

改め、同表炭化水素の項中

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)

二輪車モードによる測定

一キロメートル走行当たり二十九キログラム(二サイクル・エンジンは有する小型自動車にあつては五・二六グラム)

を

に

を

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの

改め、同表粒子状物質の項中

軽油を燃料とする普通自動車(二輪車又は小型自動車に限る。)

ディーゼル三モードによる測定

一キロワット時当たり一・九五グラム

を

に

改め、同表粒子状物質の項中

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)

二輪車モードによる測定

一キロメートル走行当たり〇・五一グラム(二サイクル・エンジンは有する小型自動車にあつては〇・一四グラム)

を

ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、ワット未満のもの

に

を